

神奈川県指定自立支援医療機関指導等実施要綱

第1 目的

この要綱は、神奈川県が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 63 条及び第 66 条の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療、更生医療及び精神通院医療）に対して行う指導及び自己点検（以下「指導等」という。）に関して基本的事項を定めることにより、自立支援医療費の質の確保及び自立支援医療費の支給の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導方針

指導等は、指定自立支援医療機関に対し、「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程」（平成 18 年 2 月 28 日付け厚生労働省告示第 65 号）、「指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程」（平成 18 年 2 月 28 日付け厚生労働省告示第 66 号）等に定める自立支援医療の取扱い及び自立支援医療に係る費用の請求等に関する事項について、周知徹底を図ることを方針とする。

第3 対象機関

県が指定する指定自立支援医療機関を対象とする。

第4 指導等の方法

指導等の方法は、次のとおりとする。

1 自己点検

指定自立支援医療機関は、「指定自立支援医療機関自己点検表」（以下、「自己点検表」という。）を用いて、指定更新時に自己点検を実施し、指定更新申請書の提出に併せて県に提出するものとする。

2 自己点検の確認及び実地指導等

県は提出された自己点検表の内容を確認し、必要があると認めるときは、実地指導を行う。

なお、実地指導において、著しい療養担当規程違反や不正な請求が疑われる場合は、監査を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。